

令和7年度毒物劇物取扱者試験実施要領

1 受験資格

特になし。

ただし、次に該当する者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることはできない。

- (1) 年齢18歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験日時

令和7年8月5日（火）（予備日：令和7年8月19日（火））
午前10時から正午まで

3 試験場所

J A・A Z Mホール
宮崎市霧島1-1-1

※ 延期等により予備日（令和7年8月19日（火））開催となった場合も同一会場（J A・A Z Mホール）で実施する。詳細は延期となった際にホームページにてお知らせする。

4 試験の種類

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

5 試験の方法

筆記試験（学科）及び実地試験（記述による鑑定）とする。

6 試験の内容

- (1) 筆記試験（学科）
毒物及び劇物に関する法規、基礎化学、毒物劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（記述による鑑定）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法

7 受験手続等

- (1) 受験願書及び写真票（受験願書等）は、別紙に定めるものを用いることとする。受験願書等は、原則、宮崎県ホームページからダウンロードして使用すること。（必ずA4サイズで印刷したものを使用すること）。
また、郵送での送付を希望される場合は、
・送付先住所・宛名を記載し、140円分の切手を貼付した角型2号（A4サイズが入るもの）
を同封し、表に『受験願書等・実施要領郵送希望』と朱書きの上、以下の宛先まで郵送すること。

受験願書等郵送希望先住所

〒270-1391

日本郵便(株)印西郵便局 私書箱7号

宮崎県毒物劇物取扱者試験センター(業務委託先：日本通信紙株式会社)

- (2) 受験願書等受付期間
令和7年6月2日(月)から6月13日(金)まで。
なお、令和7年6月13日(金)付けの消印のあるものまでを有効とする。
- (3) 受験願書等提出先等
受験願書等の提出方法は書留(簡易書留も可)による郵送に限る。
提出先は以下のとおり。

〒270-1391

日本郵便(株)印西郵便局 私書箱7号

宮崎県毒物劇物取扱者試験センター(業務委託先：日本通信紙株式会社)

なお、封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きすること。

- (4) 提出書類等
- ① 受験願書：1部
受験願書に本籍(都道府県名のみ)、氏名、生年月日等をかき書ではっきりと記入すること。
受験願書の記入は、黒か青のボールペンまたは万年筆で記入すること。シャープペンシルやフリクションボールなど記入後に消せるものは使用不可とする。
- ② 写真票：1部
写真票に写真1枚を貼付すること。
この写真(カラー写真のみ)は、提出前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像、縦6cm×横4cmのもので、本人であることが確認できるものであること。
また、貼付前にこの写真の裏面に、氏名を明記すること。
- (5) 受験手数料
受験手数料として、10,700円分の宮崎県収入証紙(収入印紙ではありません)を受験願書の所定の欄に貼付すること。
なお、納付された受験手数料は返還できません。
- (6) 受験票
受験願書受付後、7月中旬頃に受験者宛に送付する。
なお、受験票が試験実施日の2週間前(令和7年7月22日(火曜日))までに届かない場合は、宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室(電話0985-26-7060(平日午前9時から午後5時まで))へ問い合わせること。
- 8 受験手続に関する問合せ
受験手続に関する問合せは、宮崎県毒物劇物取扱者試験コールセンター(開設期間：令和7年(2025年)5月21日(水)から6月27日(金)まで、TEL 0476-36-7016(平日午前9時から午後5時までに問合せすること。))
- 9 試験当日の集合時間等
受験者は受験票を持参し、試験当日の午前9時30分までに試験会場に集合すること。試験会場への入室は午前9時から可能とする。
- 10 解答及び合格基準の公表
解答及び合格基準は、令和7年8月12日(火)午前10時に県庁ホームページ、県庁掲示板及び県保健所において公表する。

- 11 合格者発表
合格者の発表は、令和7年9月5日（金）午前10時に県庁ホームページ及び県庁
掲示板において公表する。
なお、電話での照会は一切受け付けない。（県外からの受験者を除く。）
- 12 合格証書の交付
合格発表日以後、合格者には、受験願書に記載された住所宛に合格証書を順次郵送
する。
- 13 試験結果の開示
試験結果について、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26
条の規定により、受験者本人に限り口頭で開示を請求することができる。
なお、電話による簡易開示の請求は受け付けない。
- (1) 開示内容 科目別得点
 - (2) 開示期間 合格発表日から1ヶ月間（午前8時30分から午後5時15分まで
の間。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
 - (3) 開示場所 宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室（防災庁舎2階）
 - (4) 必要書類 受験者本人であることが確認できる書類（受験票等）
 - (5) その他 開示請求希望者は、事前に薬務感染症対策課薬務対策室薬務担当（電
話 0985-26-7060）へ連絡すること
- 14 延期の連絡等
台風等の自然災害等により試験を延期又は中止するなど、試験の実施に関して変更
が生じた際は、適宜宮崎県庁ホームページにてお知らせする。
- 15 その他の留意事項
- (1) 筆記用具は各自持参すること。
 - (2) 応用化学に関する学課を修了した者は、試験合格でなくても毒物劇物取扱責任者
となれる場合があるので、最寄りの県保健所又は宮崎県薬務感染症対策課薬務対策
室に問い合わせること。
 - (3) 受験手続について不明な点があるときは、以下に問い合わせること。
対応時間：平日午前9時から午後5時まで
- 〈令和7年5月21日（水）から6月27日（金）まで〉
宮崎県毒物劇物取扱者試験コールセンター
0476-36-7016
- 〈上記以外の期間〉
宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課薬務対策室
0985-26-7060